

児童指導員の資格要件

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 43 条に規定する以下のうちいずれかに該当する者

| | |
|----|---|
| 1 | 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 |
| 2 | 社会福祉士の資格を有する者 |
| 3 | 精神保健福祉士の資格を有する者 |
| 4 | 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 |
| 5 | 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者 |
| 6 | 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 |
| 7 | 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 |
| 8 | 以下の者で、2年以上児童福祉事業（※）に従事した者 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者 ・大学への入学を認められた者 ・通常の課程による12年の学校教育を修了した者（これに相当する学校教育を修了した者を含む。） ・文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、 |
| 9 | 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの |
| 10 | 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの |

※児童福祉事業

社会福祉法で定める第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業

| | |
|-----------|---|
| 第1種社会福祉事業 | 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 |
| 第2種社会福祉事業 | 障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター |